

く多様な性を知り、すべての人がいきいきと暮らせるまちに

平成28年4月1日から

伊賀市パートナーシップ宣誓制度が始まります

性別は「男」と「女」の2つだけ？

人の性のあり方は、長い間「男」と「女」の2つに分類されてきました。生まれたときの「からだの性」が男性の場合、「男らしく」「たくましく」といった社会的な性別役割が与えられ、異性である女性を好きになることが当たり前とされてきました。

しかし、「からだの性」が男性でも、「こころの性(性自認)」が女性であったり、「好きの性(性的指向)」が同性の男性であることもありま



これまで一般的と考えられてきた性のあり方に当てはまらない人を性的マイノリティ(性的少数者)といい、レズビアン(女性同性愛者)・ゲイ(男性同性愛者)・バイセクシュアル(両性愛者)・トランスジェンダー(からだの性に違和感を持つ人)の頭文字をとってLGBTと呼ばれることがあります。昨年4月に行われたある調査では、人口の7.6%、約13人に1人はLGBTに該当するという結果が出てい

て、これは決して少ないとは言えない数字です。左利きの人や、血液型がAB型の人と同じくらいの割合で皆さんの周りにもいると考えられますが、「私の周りにはいない」と感じる人が多いのではないのでしょうか。

誰にも相談できずに苦しむ当事者も



多様な性への理解が進んでいない今の社会では、LGBT当事者は、子ども

の頃からさまざまな差別や偏見を受け、自らを否定されていると感じています。また、家族にも相談できずに、孤立感を深めて苦しんでいます。

LGBT当事者が差別や偏見を恐れて周囲に言えないために、その存在に気付くことができず、何気ない言葉で当事者を傷つけていることがあるかもしれません。

すべての人が自分らしくいきいきと暮らせる社会にするためには、一人ひとりが「多様な性のあり方」に正しい理解を持ち、お互いを尊重し合うことが必要です。

同性カップルの

パートナーシップ宣誓書

市が受け取り、受領証を交付します

市では、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を4月1日から施行します。

これは、互いをその人生のパートナーと約束した同性カップルの宣誓書を市が受け取り、一定の条件を満たしている場合、2人をパートナーと認め、受領証を交付するものです。受領証は、上野総合市民病院での手続きや、市営住宅への入居申込手続きをするときに活用できます。

【対象者】

- ① 20歳以上で独身であること
- ② 双方が市内在住、またはどちらかが市内在住で、他の一方が市内に転入予定であること

詳しくは、市ホームページまたは人権政策・男女共同参画課までお問い合わせください。

宣誓と受領証交付の流れ

① 申し込み

宣誓書の提出には予約が必要です。事前に電話・ファックス・Eメールのいずれかで人権政策・男女共同参画課までご連絡ください。担当者との面談する日時を決定します。

② 必要書類の準備

2人それぞれの住民票・独身証明書を面談までにご用意ください。

③ 提出

予約日に、2人で面談場所までお越しください。担当者が聞き取りを行い、宣誓書と書類を提出していただきます。

④ 交付

書類と聞き取りの内容を確認し、市が2人をパートナーと認めた場合、受領証を交付します。



【問い合わせ】

人権政策・男女共同参画課

☎ 47・1286 FAX 47・1288

✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

◆ 平成 28 年度の講座・教室を紹介します

上野公民館講座・教室のご案内

【問い合わせ】 上野公民館
☎ 22-9637 FAX 22-9692

【申込期間】

4月6日(水)～20日(水) 午前9時～午後5時
※定員を超える申し込みがあった教室は、抽選により受講者を決定し、結果を郵送で通知します。

※受講者は毎回必ず参加してください。

【申込方法】 上野公民館、上野支所管内の21公民館分館にある用紙に必要事項を記入の上、提出していただくか、上野公民館へ直接電話で申し込んでください。

No	講座・教室名	学習内容	対象	開催日時
①	悠々講座 (9回)	文化財や人権、文学をはじめ幅広い教養、趣味的な学習を通して、豊かで潤いのある高齢期を育みます。	60歳以上の人 *定員:150人	5月～平成29年2月のおおむね毎月第4火曜日 午後1時30分～3時 ※5月は第5火曜日
②	だんじりセミナー (3回)	世界無形文化遺産の登録に向けて、「上野天神祭のダんじり行事」をはじめ、全国の山・鉾・屋台行事について学びます。≪講師：増田雄さん≫	20歳以上の人 *定員:50人	6月22日(水)・8月24日(水)・10月19日(水) 午後1時30分～3時 ※10月19日のみ、午後2時30分～4時
③	「脳&足筋」体幹予防講座 (4回)	認知症や転倒予防を改善し、健康でいきいきとした生活ができるように、心と身体のバランスを整えていきます。≪講師：佐藤実さん≫	20歳以上の人 *定員:30人	6月9日(木)・7月14日(木)・8月18日(木)・9月8日(木) 午後1時30分～3時
④	健康体操教室 (7回)	音楽あり、おしゃべりあり、ひとりではなかなか続かない運動もみんなと楽しくできるので長続き！≪講師：八賀八千代さん≫	20歳以上の人 *定員:50人	6月～平成29年2月の毎月第3金曜日 午後1時30分～3時

※開催日時は、都合により変更することがあります。
 ※定員の半数に満たないときは、開講できない場合があります。
 ※①は8月、④は8月・10月に休講します。
 ※①は対象年齢以外の人でも受講していただけます。

※パソコン教室は広報いが市9月1日号で募集します。
 ※会場はハイピア伊賀5階多目的大研修室で、②の3回目のみ4階多目的室で実施します。
 【申込先】 上野公民館 ※土・日曜日は☎ 22-9801
 ※市民を優先しますが、市外の人でも申し込めます。

◆ 将来の安心のために

国民年金のはなし

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9659 FAX 26-0151

年金の加入方法は人によって違います

日本では、国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入することになっています。加入者は、職業などによって次の3つに分かれ、加入手続きがそれぞれ異なります。

○第1号被保険者

自営業者・学生・フリーター・無職などの人で、加入手続きは住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で本人が行います。

○第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金保険制度に加入している人で、加入手続きは勤務先が行います。

○第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先が行います。

年金を増やしたい人へ～付加年金をご存じですか～

第1号被保険者や任意加入被保険者の人は、定額保険料に加えて付加保険料(400円/月)を納めると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

【付加年金の年金額】 200円×付加保険料納付月数

※申し込んだ月分から納めていただきます。

※付加保険料を納付している人が、納付を辞退する場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要です。
 ※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納めることはできません。

詳しくはお問い合わせください。

【付加保険料の申込先・問い合わせ】

保険年金課・各支所住民福祉課
 津年金事務所 ☎ 059-228-9112